

⑨交通・物流、情報通信

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報発信	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>郵政事業の基本的サービスが郵便局で一体的に利用できるネットワークとなることを確保するため、平成 22 年 10 月 23 日に郵政改革関連法案を国会に提出(継続審査中)。</p> <p><郵政改革関連法案></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵政改革法案 ○ 日本郵政株式会社法案 ○ 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 		
当面(今年度中)の取組み		
郵政改革関連法案の早期成立に努める。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>郵政改革関連法案の成立により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の株式会社形態を前提としつつ、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社を合併(平成 24 年 4 月 1 日) ○ 新しい日本郵政株式会社の責務として、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを確保 <p>し、被災した郵便局の復旧を進めるとともに、郵政事業の基本的サービスが郵便局で一体的に利用できるネットワークとなることを確保する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報発信	作成年月
目	(iv)復興の進捗状況などのインターネットでの公開や、…内外に向けた正確な情報発信等を進める。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>発災以降、各府省と緊密に連携し、被災地支援情報から復興の進捗状況に至るまで、各府省の情報を総合的に集約した情報発信に努めてきたところ。具体的には以下の取組を実施してきた。</p> <p>【ホームページ・携帯を通じた情報発信】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発災直後から、首相官邸HPにおいて震災関連ポータルサイトとしての「首相官邸災害対策ページ」(日本語版・英語版)を開設し、災害情報や被災者支援情報を発信。東京電力福島原発・放射能関連情報についても、専門ページを構築し、モニタリングデータ等を発信。 2. 発災直後に「首相官邸災害ツイッター」を開設し、震災からの復興や自然災害に関する各府省の情報を、即時性を確保しつつ発信(フォロワー約 34 万6千人)。 3. 発災直後に、英語版ツイッター(フォロワー約4万人)や Facebook を開設し、海外へ情報発信。本年8月には、英語版「首相官邸災害対策ページ」の構成・デザインを一新し、国内外への英語による情報発信機能を強化。 4. 本年9月末に、首相官邸HPに、「被災地の今」を投稿写真・メッセージにより情報発信する「私の復興便り」(国民参加型コーナー)を設置。 5. 本年 10 月末に、首相官邸HPに、国の取組方針やインフラ復旧などの進捗状況、地方自治体の取組など、復興関連情報を発信する「<u>復興サイト</u>」を新たに開設。 6. 本年9月以降、総理による主要な演説・会見については、英訳だけでなく中国語訳を作成し、首相官邸 HP を通じて発信。 <p>【被災地に向けた情報発信】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各府省の震災関連情報をまとめた「壁新聞」を第1号(3月 30 日)から第 15 号(7月 19 日)まで発行。被災3県の自治体や避難所、コンビニ・スーパー・郵便局(約 4000 店舗)等に配布。 2. 震災からの復興に係る政府からの最新情報を「ニュースレター」として9月 12 日から毎月2回発行。首相官邸HPに掲載するほか、被災3県のコンビニ・スーパー・郵便局(約 4000 店舗)等に配布。 3. 避難者や仮設住宅入居者へ必要な情報を手元に届けるため、「生活再建ハンドブック」「仮設住宅くらしの手引き」等のハンドブックを、6種計 97 万部発行し、配布。 4. 「ニュースレター」「ハンドブック」においては、障がい者の方のために、音声コードの掲載や、問い合わせ先へのFAX番号併記を実施。 		

当面(今年度中)の取組み

【ホームページ・携帯を通じた情報発信】

1. 首相官邸HPを全面的にリニューアル

新たなシステムの開発やコンテンツを充実させることにより、災害対策・復興関連情報を、わかりやすく・正確・迅速に発信する。具体的には、

・新たに構築した「復興サイト」において、**復興の進捗状況の「見える化」「ビジュアル化」を実施**

・子供向けページを開設

・ポータルサイト機能の強化を図るためのシステム開発と、政策情報ポータルサイトの開設

等を実施

2. モバイル版による情報発信の強化

携帯電話等を通じて、災害情報や支援情報等を被災者等に迅速に提供するためにシステム開発等を実施。

3. 対外情報発信の強化

首相官邸HP等を改善し、海外への情報発信機能を強化。((4)③(i)にも掲載)

【被災地に向けた情報発信】

1. 第3次補正予算を踏まえた、「生活再建ハンドブック」「事業再建ハンドブック」の改訂増補版を発行。

2. 引き続き毎月2回「ニュースレター」を発行し、被災地に向けた情報発信を継続。

中・長期的(3年程度)取組み

1. 首相官邸HPをはじめとする各種媒体を通じて、復興関連情報及び復興の進捗状況を継続的に発信。

2. 被災地への情報発信手法について事後的に評価、今後の情報発信手法への反映させる作業を継続的に実施。

期待される効果・達成すべき目標

○期待される効果

被災地の復興の進捗状況が迅速かつ正確に国内外に発信されることにより、日本国内及び海外において、被災地復興のための正確な情報把握が可能になるとともに、復興への気運が継続的に醸成されることが期待される。

○達成すべき目標

首相官邸HPから発信される情報について、内外における実際の利活用度を指標とすることが適当であるため、下記の目標を設定。

・H24年度末までの、首相官邸HPのページビュー 月間 1500万PV

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(ii)(へ)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>政府の現地対策本部と官邸や、実際の物資調達等を実施する関係省庁の間における物資調達関係（物資の要請、要請受理、物資調達、物資輸送、物資受理）の効率化、情報共有化に取り組んでいる。</p> <p>平成 22 年度には、エクセルを利用して、物資要請や物資調達状況を記録し、集計や情報共有を行なう為の様式・簡易アプリケーションを作成している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成 23 年度には、東日本大震災において政府が取り組んだ支援物資の取組実績を検証するとともに、協力いただいている民間事業者等とより効率的かつ効果的な連携が可能となるよう仕組みについての検討に取り組む。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>平成 23 年度の検討結果を踏まえつつ、物資管理システムの仕組みのあり方を検証・構築し、更なる物資調達の効率化を図ることを目指す。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>データ管理の効率化・省力化を図るとともに、関係機関内での情報共有の徹底により、被災自治体及び被災者へより迅速かつ的確な支援物資の供給が可能となる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(ii) (リ) 信号機の滅灯防止など災害に備えた交通安全施設等の整備	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
① 信号機電源付加装置の整備等【再掲 5(1)②(ii)】		
当面(今年度中)の取組み		
① 信号機電源付加装置の整備等(当面の取組段階)【再掲 5(1)②(ii)】		
② 交通管制システムの高度化(当面の取組段階) 都道府県警察が交通情報を管理するための交通管制システムの高度化を強力に推進する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
① 信号機電源付加装置の整備等(中長期段階)【再掲 5(1)②(ii)】		
② 交通管制システムの高度化(中長期段階) 引き続き、交通管制システムの高度化を強力に推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
① 「信号機電源付加装置の整備等」及び「交通管制システムの高度化」について 停電時においても安定的に信号機の機能を維持するとともに、交通情報提供の迅速・適正化を図ることによって、円滑な避難、支援物資の供給等を実現し、もって災害に強い交通・物流網を構築する。 信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等の推進については、整備事業費の一部が国庫補助の対象となるものの、整備数は都道府県警察における予算の状況に左右されるため、現状で数値目標を定めることは困難である。 交通管制システムの高度化については、平成 26 年度末までに被災地を含む全国の交通管制システムの高度化を完了する。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iii) ※災害に強い情報通信ネットワークの構築については、一部(3) ①(iv)の再掲	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>(情報通信技術の利活用促進について)</p> <p>○行政情報のバックアップや業務継続性の確保等の観点から、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組として、自治体クラウドの活用を推進してきたところ。</p> <p>○省電力化を図りつつ、高信頼・高品質なクラウドサービスの提供を可能とするグリーンクラウド基盤の構築に向けた研究開発を実施。また、セキュリティ上の課題を残したまま発展しつつあるクラウド環境を安心・安全なものとするための新たな情報セキュリティ対策技術の研究開発を実施。</p> <p>○建設作業員の入退場記録や安全講習の履歴、保有資格などをICカードで管理する就労履歴管理システムを宮城県石巻市の応急仮設住宅の建設現場で先行的に導入。</p> <p>○ネットワークを通じた情報収集や状況分析を行うことにより、きめ細やかな動作ができるロボットの実用化に向けた研究開発を実施。</p> <p>(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)</p> <p>○通信ネットワークが被災した地域における通信手段を確保するため、衛星携帯電話 300 台、MCA100 台及び簡易無線 1300 台を調達し、既存保有分(MCA180 台及び簡易無線 200 台)と共に被災自治体等に貸与するとともに、小型固定無線システム 100 対向及び可搬型衛星通信システム約 150 台の配備に着手。</p> <p>○被災地方公共団体を実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を実施。</p> <p>○平成 23 年 7 月 24 日の地上アナログ放送終了に向け、地上デジタル放送に円滑に移行することができるよう、必要な送受信環境整備やその支援を実施。</p> <p>(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)</p> <p>○災害の発生により長時間にわたって電源が途絶した場合における通信手段等を確保するため、総合通信局に移動電源車(小型移動電源車 7 台及び中型移動</p>		

電源車 3 台)の配備を進めており、これまで、小型移動電源車 1 台を東北総合通信局へ配備し、南三陸町へ貸出し中。

- 東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを受け、本年4月より、有識者や電気通信事業者等を構成員とする「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、本年7月に中間取りまとめを行い、通信ネットワークの耐災害性の強化に必要な研究開発の課題等を整理。

当面(今年度中)の取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 東日本大震災における住民データの流失事例等を踏まえ、第 3 次補正予算では、被災地におけるクラウドの活用の促進について、被災地の市町村が、ハードウェア、ソフトウェア、データなどを外部のデータセンターにおいて保有・管理し、ネットワーク経由で利用する仕組みを構築する事業に要する経費に対し、「被災地域情報化推進交付金」により、その整備費用の一部を支援。
- 災害時における業務継続性等の確保に有用なクラウド技術について、地方公共団体や住民が安心して利用できるよう、セキュリティを高める技術及びその安全性を利用者が把握可能とする技術の研究開発を推進する。また、広域災害発生時において、被災地のクラウドから遠隔地の安全なクラウドに重要データを迅速に退避させ、業務処理を継続する高信頼かつ大幅な省電力なクラウド間連携基盤構築に向けた研究開発を推進する。
- 被災地の復旧・復興工事に係る安全衛生の確保や、就労履歴の正確な捕捉・管理に資するため、就労履歴管理システムの導入を行う被災自治体を支援する。
- 情報通信ネットワークを通じて複数のロボットの同時管理・遠隔制御を行うことにより様々なタイプのロボットを協調・連携させ、災害対応時にも一体的に運用可能となる技術等の研究開発を推進する。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 衛星携帯電話等の貸与、小型固定無線システム及び可搬型衛星通信システムの配備を継続する。また、総務省や携帯電話事業者が備蓄する衛星携帯電話を被災地等に迅速に搬送・貸与できるように、関係機関と連携を強化するなど、対策を進める。
- 被災地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を実施する。また、被災地域のうち、津波による浸水により建造物の多くが全壊(流出)した区域(流出地域)において、復興計画に基づいて、光ファイバ網等の整備を行う被災自治体に対し、その整備費用を支援する。
- 東日本大震災による被害を受けた岩手県、宮城県、福島県では、地上アナログ

放送の終了が平成24年3月31日までとなったことから、この地域の方々が円滑にデジタル化対応していただけるよう、デジサポ等による受信相談、共聴施設への技術支援等を強化する。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 今年度中に、残る9台の移動電源車を総合通信局に配備する。
- 「通信処理能力の配分を柔軟化し、災害時に安否確認等に重要となる音声通信等に自らの通信処理能力を集中的に投入する技術」と「災害時に損壊状況を即座に把握し、生き残った通信経路を自律的に組み合わせて通信を確保する技術」について研究開発を実施するとともに、東北地方にテストベッド等の研究開発拠点を整備する。
- 多様な関係機関が保有する災害関連情報を自治体において一元的に管理し、テレビ・携帯電話など多様なメディアで住民に迅速かつ確実に情報を伝達する、ICTを活用した災害に強い情報連携システムの構築を支援する。

中・長期的(3年程度)取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 東日本大震災で被災した地域において、住民や企業等の情報を保全し、また災害発生時における業務継続性や行政機能の迅速な復旧を可能とするため、災害に強い情報基盤の早期整備を促進し、もって被災した地域の早期復興に資するよう、自治体クラウドの活用を推進する観点から、被災地のニーズに応じ一層の取組の強化を図る。
- 災害時においても業務処理を継続する高信頼かつ省電力なクラウドサービスについて、民間企業における技術開発等を推進し、研究開発成果の実用化に向け働きかけを行う。
- 就労履歴管理システムについて、被災自治体における導入実績や効果を踏まえ、被災地以外にも導入に向けた働きかけを行う。
- 研究開発の成果である、情報通信ネットワークを通じて複数のロボットの同時管理・遠隔制御を行う技術等を活用した災害対応ロボットが、円滑に社会展開するよう、必要なフォローアップを行う。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 衛星携帯電話、小型固定無線システム等について、無償貸与を希望する自治体に対し、引き続き貸与する予定。
- 被災地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧に対する支援を行う。
- 全国で地上アナログ放送が終了することとなる平成24年度以降は、新たな難視地区等における恒久対策、アナログ停波後のチャンネル切替等、地上デジタル

放送への完全移行後の課題に対応するため、必要な送受信環境整備やその支援を引き続き実施する。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 移動電源車について、地方公共団体及び民間事業者に対する十分な周知活動や貸出し訓練の実施など、災害時において迅速な貸出しができるように取組を進める。
- 災害に強い情報連携システムについて、被災自治体における導入実績を踏まえ、全国への展開を働きかける。
- 「災害時に有効な衛星通信ネットワーク」等を確立する。

期待される効果・達成すべき目標

(情報通信技術の利活用促進について)

- 災害に強く復興に有効なクラウドサービスの地方公共団体等における導入・活用が促進される。
- 被災地の復旧・復興工事に係る安全衛生の確保、作業員と作業内容のマッチング、退職金や労災(アスベスト被害、放射線被曝等)等、就労者の労働環境の改善を通じ被災地の迅速な復旧、復興を図る。
- 平成24年度までに、本研究開発の成果を活用した災害対応ロボットが、災害現場等において活用されることを目指す。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 被災地において情報通信手段が確保されることにより、被災自治体における行政機能の維持や住民の情報入手・提供手段の確保を可能とする。
- 情報通信基盤の早期復旧や整備を図り、住みやすい環境を整備することにより、防災をはじめとするブロードバンドを活用した様々な公的アプリケーション等が提供できるようになり、避難住民の早期帰住、生活復帰につながる。
- 相談体制の強化、共聴施設等への技術支援等を強化することにより、この地域の方々が円滑にデジタル化対応していただき、地上アナログ放送を円滑に終了し、地上デジタル放送への完全移行ができることとなる。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 災害の発生のため広範囲にわたって、長時間停電した場合における通信手段等の安定的な提供が可能となる災害対策用移動電源車を貸し出すことにより、地方公共団体等の自主的な応急復旧の補完・支援が可能となる。
- 地方公共団体における、携帯メール、テレビ、エリアワンセグ等の多様なメディアを重層的に活用した、住民への情報伝達手段の多様化・高度化を実現するため

の仕組みについての仕様書を作成し、こうした仕組みの効率的・効果的な全国展開を図る。

- 災害時の通信の輻輳を軽減する技術(つながるネットワーク)及び通信・放送インフラが地震・余震・津波等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術(壊れないネットワーク)に関する研究開発を行うことで、災害時の情報伝達の基盤となる情報通信ネットワークの耐災害性の強化を実現する。また、上記の研究開発の実施にあたっては、東北地方に整備予定のテストベッド等の研究開発拠点とが連携することにより、これらと被災地域の大学等の知見や産業集積面での強みを最大限に活用し、産学官が連携した新たな研究開発イノベーション拠点の形成を実現し、当該拠点から研究開発成果等を国内外に積極的に情報発信する。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑨ 交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iv) ※海外への情報発信強化については5(4)③(i)にも再掲	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)</p> <p>被災地域における被災状況及び住民の避難状況の把握や、被災自治体から住民への情報提供に関する課題、被災自治体・住民からの要望の聴取等、復興施策の検討に資する情報収集を実施。</p> <p>財団法人地方自治情報センターが管理してきた「被災者支援システム」を、同センターが運営する「地方公共団体業務用プログラムライブラリ」に登録(平成 18 年)し、地方公共団体に無償で提供。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)</p> <p>地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立及び避難地域での住民同士のコミュニケーションの円滑化のため、仮設住宅や全国各地に避難している住民に対して、地元地域の行政情報、生活情報、復興の進捗状況等を正確・迅速に提供するための情報通信環境を構築する自治体に対して、その取組を支援する。</p> <p>震災後、被災者支援システムの利用を促進するため、①本システムの改変を認める、②本システムをシステム事業者にも開放する、措置を実施。また、第 1 次補正予算で創設された「市町村行政機能応急復旧補助金」により、庁舎が津波で壊滅したり原子力災害により移転を余儀なくされている場合において、被災者システムを含む被災者の支援に必要な情報システムを整備する自治体に対して、その取組を支援。</p> <p>(内外への正確な情報発信)</p> <p>テレビ国際放送や国際共同製作等を通じて、復興の進捗状況等の海外への情報発信を強化する。具体的には、①被災地の復興をテーマとした番組を委託により製作し、NHK子会社の外国人向け海外放送のネットワークを活用して世界に放送し、インターネット等でも配信するとともに、②海外放送事業者と国内放送事業者が</p>		

被災地の復興をテーマとした放送番組を共同製作することを推進するため、海外放送事業者と国内放送事業者等とのマッチングを支援する。

中・長期的(3年程度)取組み

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

被災自治体による避難者への情報提供に関する取組みに関し、助言等によりその運用について継続的に支援する。

被災者の支援のためのシステムについて、個々の団体の実情に応じたシステムの活用や、平時における導入準備が進むよう助言や周知に努める。

(内外への正確な情報発信)

上記①及び②の施策の成果の積極的な展開及び我が国コンテンツの海外発信に対する継続的な支援等を行う。

期待される効果・達成すべき目標

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

地元地域の行政情報、復興の進捗状況等を、地域内の住民及び仮設住宅や遠隔地に避難している住民に対して正確かつ迅速に提供することで、地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立や地元地域の活性化に寄与するとともに、住民の地域外へのさらなる避難を抑制する。

被災者の支援のためのシステムを活用することで、災害発生時の被災者証明の発行や仮設住宅の管理等、地方公共団体における被災者に対する生活支援業務が円滑化。

(内外への正確な情報発信)

また、海外への情報発信を強化することにより、日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止による経済活性化が期待される。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑨ 交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iii) 情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備を進め、まちづくりと一体となった国民が安心して利用できる災害に強い情報通信ネットワークの構築に向けた取組みを行う。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災時には、地上通信網が被災し、発災直後の通信途絶による避難・救助等の遅延、被災下でのインターネット接続環境の喪失等が発生した。被災地からの要望により、技術試験衛星Ⅷ型「きく8号」と超高速インターネット衛星「きずな」による岩手県及び宮城県の市町への衛星通信回線の提供を行い、インターネット接続による住民による安否情報確認、自治体派遣の医療チームや海上保安庁による関係者との情報共有や地図情報確認、IP 電話による情報共有、ハイビジョンテレビ会議による情報共有に活用された。災害に強い情報通信ネットワークの構築のためには、これらの衛星通信技術をさらに発展させ、活用していくことが必要である。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>災害に強い情報通信ネットワークの構築の実現を目指し、「きく8号」や「きずな」で実証された衛星通信技術及びその利用成果を発展させる次世代情報通信技術試験衛星に関する技術検討を行うと共に、大型展開アンテナの衛星搭載技術等の要素技術開発を進める。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>小型携帯電話(地上・衛星共用携帯電話)での衛星通信を可能とする技術の開発、被災地に通信能力を集中し、小型・省電力の地上装置により直ちにインターネット接続環境を確保できる技術の開発等により、災害により地上通信網に被害が出た状況でも、安定して災害情報伝達及び連絡を可能とし、必要な場所に早急に地上ネットワークを再構築できるシステムを目指して、次世代情報通信技術試験衛星の研究開発を進める。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>次世代情報通信技術試験衛星による技術開発により、以下のような成果が期待される。</p> <p>○現状の衛星携帯電話は専用端末を配備しておく必要があるが、本技術開発によ</p>		

り衛星の能力を向上することにより、災害発生時等に被災地等において小型携帯電話(地上・衛星共用携帯電話)で衛星通信回線を用いて緊急情報(余震情報、津波情報、避難経路等)伝達を可能とする。

○現状の通信衛星は通信能力を変更できないため、災害発生時でも平時と同じ固定的な通信能力の中で通信を行うことになるが、本技術開発により特定地域へ通信能力を集中することを可能とすることで、災害発生時の被災地等において安否確認や復興に必要なより多くの情報をタイムリーに提供できるようにする。

○今回の大震災で多くの地上局が使用不可となったが、これに代替する現状の衛星通信用の可搬局は、質量が比較的大きく持ち運びが容易ではない、設置や運用に複数の専門スタッフで対応する必要がある、動作に必要な電力確保に大型の発電機が必要であるなどの課題が残った。本技術開発により、輸送性・可搬性に優れた、現状の半分以下のサイズの小型・簡易・省電力の地上局でのブロードバンド通信を実現することで、災害発生時の被災地等において必要な場所に早急に地上ネットワークを再構築することができるようにする。

災害を想定したサプライチェーン対策			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		農林水産省
節	(4)	(3)	
項	⑤	⑨	作成年月
目	(x ii)	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み			
<p>○ 新型コロナウイルス等の発生時に食料供給への不安が生じないよう、事業継続計画（BCP）の策定を推進することにより、不測の状況下における食品産業事業者等の事業継続能力を向上し、食料の安定供給体制を整備。</p>			
当面（今年度中）の取組み			
<p>○ 大地震等の災害発生時にも食料供給に不安が生じないよう、BCPの策定を継続して推進。</p> <p>○ 東北地域で災害時においても円滑な食料供給を可能とする災害に強い物流拠点を構築するため、被災地以外の関係者も含めた協議会の設置・運営を支援。</p> <p>○ 食品関連事業者等の共同・連携による、被災地（岩手県、宮城県、福島県）における物流拠点の新設・増改築を支援。</p>			
中・長期的（3年程度）取組み			
<p>○ BCPの策定事業者間の連携強化の推進を検討するとともに、東日本の食品関連事業者等が共同・連携して災害に強い物流拠点の機能強化・ネットワーク化を図る。</p>			
期待される効果・達成すべき目標			
<p>○ BCP策定済みの事業者の割合を増加（平成 23 年度までに7割）するとともに、東北地域全体での食料供給機能を強化。</p>			

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通、物流、情報通信	作成年月
目	(ii)(チ) 供給網(サプライチェーン)全体の可視化による 高度な物流システムの構築	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>食品や日用雑貨等の消費財流通における効率的なサプライチェーンマネジメントを目指す製・配・販連携協議会を発足(5月19日)。メーカー・卸・小売の主要企業を交え、大規模激甚災害発生時においても円滑な配送・在庫配置・店舗販売を行える方法につき議論を重ね、問題意識の共有をはかっているところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>上記協議会での議論を継続して行うとともに、補正事業として今般の震災により脆弱性が浮き彫りとなったサプライチェーンの再構築と強靱化を図るため、物流情報の可視化に向けて①共有すべき情報、②情報共有の手法、③情報基盤構築の在り方について調査等を行う(平成23年度3次補正)。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>平成24・25・26年度において、大規模激甚災害を想定し、食品や日用雑貨などの生活必需品の流通に関して、円滑な配送・在庫配置・店舗販売が行われ消費者の手元に物資が届くような緊急時向け情報収集・開示システムを構築する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・小売業、卸売業、製造業等から、加工食品や日用雑貨等の販売・在庫・生産データ等を収集・整理する基盤システムを設け、緊急時には生活必需品等の需給バランス・在庫情報・店舗の開店情報等を政府が把握し、一部情報を一般消費者に公開する仕組みを構築する。 ・上記システムへ参加する企業等に対し、システム構築費等の支援を順次行い、平成26年度において、店舗状況や日用必需品の在庫情報・到着情報について把握可能な市中スーパーマーケット等のシェア 60～80%程度を目指す(金額ベース)。 ・これらにより、災害時でも効率的な物流の実現を目指す。 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑨ 交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iv) <u>被災地域の地方公共団体と住民が円滑にコミュニケーションできる環境の確保や、被災者の生活支援を円滑化するための取組みを促進する。</u> また、復興の進捗状況などのインターネットでの公開や、 <u>利用しやすい形での政府保有データの提供、内外に向けた正確な情報発信等を進める。</u>	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
被災地域の地方公共団体や住民等が震災復興に関する制度情報等を入手、活用しやすくするためのデータ整備の在り方についての調整を進めた。		
当面(今年度中)の取組み		
被災地域の地方公共団体や住民等が震災復興に関する制度情報等を入手、活用しやすくするためのデータベースを構築する。データベース構築及び調査に関しては、平成23年度当初予算「電子経済産業省構築事業」で行う。		
中・長期的(3年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
震災復興に関する制度情報等を入手、活用しやすくすることにより、復興施策が、被災地域の地方公共団体や住民等に十分に活用されることを目指す。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1) 災害に強い地域づくり (3) 地域経済活動の再生	
項	(1)①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり (3)⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(1)①(ii) (3)⑨(ii)(イ)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・東日本大震災の被災地域における生活交通を支えるため、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業を活用して、被災地域におけるバス交通の確保・維持の取組について輸送量等に係る補助要件の緩和などの特例措置を講じることにより支援しているところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・本事業の特例措置による取組みの周知・開始以降、活用見込み地域の増加、補助見込額の増加等が生じたため、追加の補助額が必要となったことから、平成23年度第3次補正予算において、被災地域の幹線バス交通の確保・維持に必要な8.1億円を計上したところ。</p> <p>・また、引き続き、被災地域における生活交通の適切な確保・維持を図るため、平成24年度概算要求において、復旧・復興経費として25.7億円を要求しているところ。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・被災地域における復興の進捗、まちづくりに対応した、生活交通の確保・維持について、本事業の特例措置等を活用しつつ支援を行う。</p> <p>※特例措置の期間:5年(調査事業については3年)</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・被災地域における県、市町村又は協議会により計画された生活交通バス路線の維持率・・・平成23年度～27年度：100%</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(ii) (二)～(へ)	平成23年 11月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・「支援物資物流システムの基本的な考え方」の平成 23 年内のとりまとめに向けて、今年 9 月に、有識者、物流事業者・物流事業者団体等から構成される「『支援物資物流システムの基本的な考え方』に関するアドバイザリー会議」(以下、「アドバイザリー会議」という。)を設立。 ・第 1 回会議を平成 23 年 9 月 22 日に開催し、東日本大震災における支援物資物流の問題点・課題について議論。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザリー会議の検討内容を基として、平成 23 年内に、「支援物資物流システムの基本的な考え方」についてとりまとめを実施。 ・「支援物資物流システムの基本的な考え方」を踏まえて、関係府省庁や地方自治体等に対し支援物資物流の改善に向けた提案を実施。 ・平成23年度第3次補正予算において、優先的に、大規模災害が想定される地域において、民間のノウハウや施設を活用して災害ロジスティクスを構築するために、官民共同の協議会を設置し「物流計画」の策定や広域物資拠点施設の整備への支援等を実施予定。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の地域においても、民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスを構築するために、官民共同の協議会を開催し、「物流計画」の策定等の実施を検討。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い広域物資拠点施設数確保(目標値:37か所(H23年度)) ・地方自治体と民間企業等の災害時応援協定の締結数増加(目標値:6件(H25年度まで)) 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(ii)(へ)	平成23年11月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・外国の外航海運企業による京浜港の抜港状況等について調査を実施。 ・諸外国による航行制限等について調査し、国際機関等とも連携をとり、正確な情報提供を実施。 ・日本の外航海運企業等に対し、東日本大震災、福島原発事故が外航海運に与えた影響や今後の課題等について調査を実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・日本に寄港する外国の外航海運企業に対して、上記同様、東日本大震災、福島原発事故が外航海運に与えた影響や今後の課題等について調査を実施。 ・今回の震災対応において先駆的な取組みを実施した若しくは実施しようとした外航海運企業等に対し詳細なヒアリングを実施し、成功事例や障害となった事項等に関する情報の収集・整理を実施。 ・収集・整理した情報を類型化し、類似災害に備えた対応の基本的考え方を整理。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組みを包括し、経済安全保障の観点から外航海運企業のノウハウ等を活用した災害ロジスティクスを構築。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・類似の大規模災害が発生した際の安定的な国際海上輸送の確保。 		